



企業年金
保 険

全国商工会 経営者年金制度

ご加入のおすすめ

全国商工会連合会が商工会会員の皆様に提供する
魅力ある年金制度です。

公的年金に加えて、豊かな老後にお役立て下さい。

特 色

スケールメリットを活かした厚い給付を実現しました。

幅広い年齢層をカバーしました。

年金開始は満60歳から満70歳までの間で、自由に決められます。

貯蓄共済満期金も有効に活用できます。

制度の内容

◆ 加入資格

商工会会員の事業主（法人にあってはその役員）及びその後継者で、年齢が満20歳以上満65歳までの方。（一時払積増は満69歳までの方）

◆ 掛 金

払込方法	1口掛金	加 入 限 度	
月 払	1万円	満20歳～54歳	10口
		満55歳～59歳	20口
		満60歳～65歳	40口
一時払積増	10万円	満20歳～40歳	50口
		満41歳～45歳	100口
		満46歳～69歳	200口

- ・最低加入口数は1口とします。
- ・一時払積増は月払加入が前提です。
- ・掛金には制度運営費（月払1口 100円、一時払積増1口 500円）が含まれています。
- ・掛金の最終払込年齢は満70歳です。
- ・掛金は全額加入者又は事業主負担とします。

◆ 給付内容

給付事由	給 付	受 取 人	内 容
・満60歳未満での脱退	一 時 金	ご加入者	脱退時の積立金を一時金でお支払いします。
・満60歳以上の脱退 ・満70歳到達	いずれかを選択	10年確定年金	ご加入者 ご加入者の生死にかかわらず、10年間年金をお支払いします。
		10年保証期間付終身年金	ご加入者 ご加入者の生涯にわたり年金をお支払いします。（ただし、年金開始後10年間はご加入者の生死にかかわらずお支払いします。）
		年金に代わる一時金	ご加入者 年金のお支払いに代えて、脱退時の積立金を一時金でお支払いします。
・加入期間中のご加入者の死亡	死 亡 一 時 金	ご遺族	次の弔慰金をお支払いします。 (月払加入) 死亡一時金＝一時金＋1万円×加入口数 (一時払積増) 死亡一時金＝一時金

※ご遺族の範囲と順位は民法の規定によります。

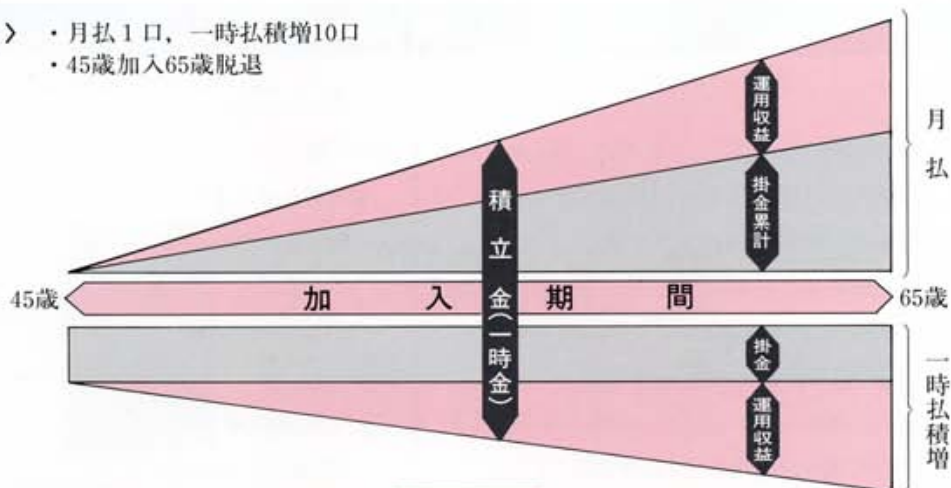
◆ 配 当 金

- 年金支払開始日前の配当金は責任準備金の積増のための保険料に充当します。
- 年金支払開始日以後の配当金は年金額に加算してお支払いします。

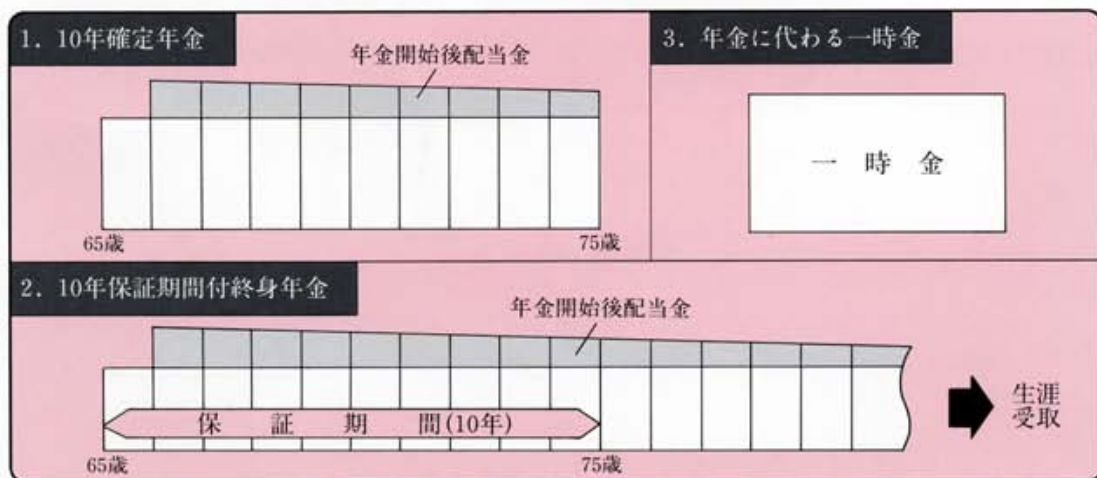
年金額や積立金額（一時金額）は別紙「全国商工会経営者年金制度給付額試算表」に記載されていますので必ずご覧ください。

制度のしくみ

- 〈加入例〉 ・月払1口、一時払積増10口
 ・45歳加入65歳脱退



脱退時に下記の3つの給付の中からいずれかを選択できます。



制度の取扱い

◆ 加入手続と掛金の払込方法

所定の申込書により委託生命保険会社へ申し込んで下さい。申込は毎月20日に締め切られ、第1回掛金は翌月の22日に加入者又は事業主の口座より振替となります。

その後も毎月22日に翌月分を自動的に振替えさせていただきます。

*掛金は全て口座振替です。現金でのお取扱いは致しておりません。

*3ヵ月未納の場合は、脱退のお取扱いとなります。

◆ 加入日（増口日）

毎月、加入・増口ができます。

加入日は、申込後第1回掛金が振替えられた月の翌月1日となります。

〈税務と経理処理について〉

掛金負担	税 務 と 経 理 処 理	
	掛金をかけた時	給付金を受取った時
個人	<p>①年齢満60歳未満で加入された方は、個人年金保険料控除(制度運営費を除く)の対象となります。 〈所得税法第76条第2項、第4項〉</p> <p>②年齢満60歳以上で加入された方は、一般の生命保険料控除(制度運営費を除く)の対象となります。 〈所得税法第76条第1項、第3項〉</p>	<p>①年 金 雑所得となります。 ・ 毎年の雑所得の課税対象額</p> $= \text{年金年額} - \left[\text{年金年額} \times \frac{\text{既払込保険料総額}}{\text{年金支払額または受取見込額}} \right]$ <p>〈所得税法第35条〉 〈同施行令第183条〉</p>
法人	<p>役員報酬の上乗せの形となり、損金計上できます。 (ただし、適正な範囲内)</p> <p>なお、一時払掛金は役員賞与とみなされ損金計上できない場合があります。 〈法人税法第34条〉</p> <p>〔役員本人にとっては、</p> <p>①年齢満60歳未満で加入された方は、個人年金保険料控除(制度運営費を除く)の対象となります。 〈所得税法第76条第2項、第4項〉</p> <p>②年齢満60歳以上で加入された方は、一般の生命保険料控除(制度運営費を除く)の対象となります。 〈所得税法第76条第1項、第3項〉</p> <p>〕</p>	<p>②一時金 一時所得となります。 ・ 一時所得の課税対象額</p> $= (\text{一時金} - \text{既払込保険料総額} - 50\text{万円}) \times \frac{1}{2}$ <p>〈所得税法第34条〉 〈同施行令第183条〉</p> <p>③死亡一時金 相続税の対象となります。 ただし、(500万円×法定相続人数)までは非課税です。 〈相続税法第3条、第12条〉</p>

(注) 1. 払込保険料は掛金より制度運営費を除いたものとなります。

2. 個人年金保険料控除の適用を受けた加入者は、一般の生命保険料控除適用への変更はできません。

〈制度運営〉

この制度は、全国商工会連合会が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。委託生命保険会社が経営破綻した場合には、生命保険契約者保護機構によるご契約の保護措置が図られます。ただし、解約等が一定期間お取扱いできなくなる場合や、積立金等の削減および予定利率等の変更による年金額等の減少、早期解約控除制度の導入などの契約条件の変更が行われる場合があります。本制度の取扱会社には、協栄生命及び東邦生命が含まれておりました。東邦生命の引受割合分は、平成12年3月1日をもって、ジー・イー・エジソン生命保険株式会社に移転され、協栄生命は平成13年4月3日にジブラルタ生命保険株式会社として営業再開しております。70歳到達・死亡以外の脱退給付金等の支払がある場合、それぞれの引受割合分について、一定の期間内は支払額が減額されることになっております。

下記の引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(平成12年3月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】

ジブラルタ生命保険株式会社(99%) [事務幹事]
ジー・イー・エジソン生命保険株式会社(1%)

なお、各引受保険会社の実績等により、給付金支払の引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

●この制度についてのお問合せは……

全国商工会経営者年金制度 給付額試算表

〈月払〉 1口 1万円について

(制度運営費100円)

加入期間	掛金累計	積立金 (一時金)	年 金 月 額		
			10年確定年金	終身年金 (65歳年金開始)	
				男 子	女 子
年	円	約 円	約 円	約 円	約 円
1	120,000	116,850	1,010	560	480
2	240,000	234,130	2,020	1,120	960
3	360,000	351,850	3,040	1,690	1,450
4	480,000	470,020	4,070	2,250	1,930
5	600,000	588,620	5,100	2,820	2,420
6	720,000	707,670	6,130	3,400	2,910
7	840,000	831,330	7,200	3,990	3,420
8	960,000	956,090	8,280	4,590	3,930
9	1,080,000	1,081,940	9,370	5,190	4,450
10	1,200,000	1,208,900	10,470	5,800	4,980
15	1,800,000	1,860,650	16,120	8,930	7,660
20	2,400,000	2,541,580	22,020	12,210	10,470
25	3,000,000	3,253,010	28,180	15,620	13,400
30	3,600,000	3,996,300	34,620	19,190	16,460

〈一時払積増〉 1口 10万円について

(制度運営費500円)

加入期間	掛金累計	積立金 (一時金)	年 金 月 額		
			10年確定年金	終身年金 (65歳年金開始)	
				男 子	女 子
年	円	約 円	約 円	約 円	約 円
1	100,000	98,290	850	470	400
2	100,000	99,160	850	470	400
3	100,000	100,030	860	480	410
4	100,000	100,910	870	480	410
5	100,000	101,790	880	480	410
6	100,000	102,690	890	490	420
7	100,000	103,700	890	490	420
8	100,000	104,620	900	500	430
9	100,000	105,540	910	500	430
10	100,000	106,460	920	510	430
15	100,000	111,230	960	530	450
20	100,000	116,210	1,000	550	470
25	100,000	121,420	1,050	580	500
30	100,000	126,860	1,090	600	520

※制度運営費は、全国商工会連合会が1口掛金あたりから徴収する制度運営手数料です。

【給付額試算表の記載数値について】

給付額試算表の数値は次の前提で計算されており、今後変動（上下）することがあります。

したがって、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- ①加入口数が加入者全体で月払20,000口以上の加入を前提としております。
- ②加入者全体の掛金が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
- ③積立金に対し付利する利率である予定利率は、事務幹事会社であるジブラルタ生命保険株式会社の予定利率年1.0%を使用しております。
- ④配当金は加算されておりません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増しに充当されます。年度途中で脱退された場合には、その年の配当金がありません。

注1) この制度は、全国商工会連合会が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。この関係で、掛金ならびに積立金から生命保険会社が一定割合で事務手数料を徴収します。加入期間が短い場合には、この事務手数料部分および全国商工会連合会の制度運営手数料部分を運用利息で補うことができないため、積立金額が払込掛金累計を下回る場合があります。

注2) 70歳到達・死亡以外の任意脱退により一時金をお受取になる場合には、脱退一時金のうちジブラルタ生命保険株式会社委託部分およびジー・イー・エジソン生命保険株式会社委託部分について当該各生命保険会社が定めた所定の解約控除が行われます。(給付額試算表の数値は解約控除が考慮されておりません。)

制度内容については、全国商工会経営者年金制度のパンフレット「ご加入のおすすめ」に記載されていますので必ずご覧ください。

早期解約控除の適用について

70歳到達・死亡以外の任意脱退により一時金をお受取になる場合には、脱退一時金のうちジブラルタ生命保険株式会社委託部分およびジー・イー・エジソン生命保険株式会社委託部分についてそれぞれ下記の解約控除が行われます。（給付額試算表の数値は解約控除が考慮されておりません。）

ジブラルタ生命保険株式会社の控除率（一時金の99%に対して適用）

適用期間	～ H14. 3. 31	H14. 4. 1 ～ H15. 3. 31	H15. 4. 1 ～ H16. 3. 31	H16. 4. 1 ～ H17. 3. 31	H17. 4. 1 ～ H18. 3. 31	H18. 4. 1 ～ H19. 3. 31	H19. 4. 1 ～ H20. 3. 31	H20. 4. 1 ～ H21. 3. 31
控除率	15%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%

(注) ジブラルタ生命委託部分について、次に該当する場合には早期解約控除は適用されません。

- (1) 60歳～70歳の年金による受取
- (2) 70歳到達による一時金の受取
- (3) 死亡による一時金の受取

ジー・イー・エジソン生命保険株式会社の控除率（一時金の1%に対して適用）

適用期間	～ H14. 3. 31	H13. 4. 1 ～ H14. 3. 31	H14. 4. 1 ～ H15. 3. 31	H15. 4. 1 ～ H16. 3. 31	H16. 4. 1 ～ H17. 3. 31	H17. 4. 1 ～ H18. 3. 31	H18. 4. 1 ～ H19. 3. 31	H19. 4. 1 ～ H20. 3. 31
控除率	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	

(注) ジー・イー・エジソン生命委託部分について、次に該当する場合には早期解約控除は適用されません。

- (1) 70歳到達による年金の受取
- (2) 70歳到達による一時金の受取
- (3) 死亡による一時金の受取

お支払い=早期解約控除前の一時金額の99%×(1-ジブラルタ生命の控除率)
+早期解約控除前の一時金額の1%×(1-ジー・イー・エジソン生命の控除率)